

4600022
名古屋市中区金山2-10-9 第8
フクマルビル5階

愛労発基0218第3号
令和3年2月18日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

御中

53779

愛知労働局長



緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス 感染症への感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、愛知県を含む10都府県については、3月7日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目において、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、労働局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すこといたしました。

愛知労働局においては、労働基準部健康課に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しましたので、貴団体の関係事業場に対し同コーナーの設置について周知いただくとともに、各事業場において、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」

（別添）も含めた関連資料【https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16543.html】を活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できていれば

取組の5つのポイント



テレワーク・時差出勤等を推進しています。



体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。



職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。



休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。



手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



① すべての確認事項にがつかない場合

- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項にがついた場合

- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。